

東広島市ペイジー口座振替（自動払込利用）申込書

申込日 年 月 日

東広島市長 様

本人承諾事項（裏面）を確認し、ペイジーによる口座振替を申し込みます。

●窓口に来られた方（口座名義人）

フリガナ		電話番号	—	—
名 前				

●納税義務者（国民健康保険税は世帯主名）

フリガナ		生年月日	昭・平・令	年	月	日
名 前						
住 所						

●共有分及び相続人代表分 ※記入のない場合は「希望する」で手続き、同じ口座から引き落としします。

共 有 分	希望する ・ 希望しない	相続人代表分	希望する ・ 希望しない
-------	--------------	--------	--------------

※被相続人（ ）

コード	振 替 種 目	振 替 方 法	開 始 時 期
001	市県民税（普通徴収）	全期前納 ・ 期別	年度 期～
004	固定資産税・都市計画税	全期前納 ・ 期別	年度 期～
006	軽自動車税（種別割）	定 期	年度
013	国民健康保険税	全期前納 ・ 期別	年度 期～

※↑該当のコードに○をしてください。

市役所記入欄

宛名番号 \_\_\_\_\_

レシート添付

### 【ペイジー利用にあたっての本人承諾事項】

ペイジーでの申し込みにより、端末機に預金口座振替の確認を表す電文が表示された時点で、

- ・口座名義人と東広島市との間で、口座名義人が負担する「特定の債務（表面で指定された振替種目）」を預金口座振替により支払う意思表示が成立するとともに、
- ・口座名義人と金融機関の間で、下記①～⑧に係る「預金口座振替」の取り決めが成立するものとします。

- ① 預（貯）金の支払手続きについては、当座勘定取引約定又は、普通預（貯）金約定等にかかわらず、私が行うべき当座小切手の振出又は、預（貯）金通帳及び預（貯）金払戻請求書の提出などしませんから、貴行所定の方法で処理してください。
- ② 振替日現在において、指定預（貯）金残高が納付書の金額に満たないときは、私に事前に通知することなく納付書を東広島市に返却されても異議はありません。
- ③ 依頼書を提出した日によっては、提出直後の納期分の市税について、東広島市の取扱いの都合上やむを得ず納付書が私あてに送付されるか又は、変更前の口座で引き落とされても異議はありません。
- ④ この口座振替契約は、貴行が必要と認めたときは解約されても異議はありません。また私の都合により、この取扱いを解約する場合は、貴行及び東広島市へ解約の届けを提出します。
- ⑤ この口座振替契約は、振替日現在において指定預（貯）金残高が納付書の金額に満たないことが4期以上連続したときなどは、解約されても異議はありません。
- ⑥ 私が東広島市に納付した税について還付金が生じたときは、この口座へ振り込みください。納税義務者と口座名義人が異なる場合は、この依頼書が委任状を兼ねることについて異議はありません。
- ⑦ この取り扱いについて仮に紛議が生じても貴行の責によるものを除き、貴行には迷惑をかけません。
- ⑧ 私が納付すべき市税を口座名義人の指定預（貯）金口座から引き落とすことについて、口座名義人の了解を得ているので、このことによる紛争の責は、私が負うものとして取り扱って差し支えありません。

### 【口座振替制度について】

口座振替を利用されますと、あなたのご指定の預金口座から、自動的に市税等を振り替えて納付することができます。

ただし、振替日に口座残高が確保できなければ口座振替ができませんので、振替日前日までに残高の確保をお願いいたします。

- ① ペイジーによる口座振替ができる種目は、次のとおりです。
  - (1) 市県民税（普通徴収）
  - (2) 固定資産税・都市計画税
  - (3) 軽自動車税（種別割）
  - (4) 国民健康保険税
- ② 軽自動車税の振替について、複数の車両をお持ちの場合、すべての車両の税額を引き落とします。
- ③ 共有分及び相続人代表分について、本人分と異なる口座を希望する場合、別途申込が必要となります。
- ④ 納税通知書（課税・賦課の根拠・各期別の納付額等を記載したものは、事前に納税義務者様宛にお送りいたします。
- ⑤ 申込期限は、振替開始を希望する振替日の概ね2週間前です。
- ⑥ 過年度及び随時期の市税については口座振替できません。
- ⑦ 口座振替済通知書は送付いたしません。振替済みの確認は、お手数ですが通帳記入によりお願いします。

### 【その他ご留意いただきたい事項】

- ・暗証番号を所定回数以上間違えて入力された場合は、キャッシュカードが使用できなくなり、金融機関の窓口でのお手続きが必要となりますので、ご注意ください。